

静岡県飲食業生活衛生同業組合互助会規約

- 第 1 条 本会は、組合員同業者相互扶助の精神に基き本組合員及び会員たるその配偶者が死亡又は傷害罹病等の場合及び組合員の店舗が災害を蒙った際、本規約によって扶助するもので組合員の団結融和と相互共済を図り、以って飲食業界の健全なる発展と組合の向上に寄与することを目的とする。
- 第 2 条 本会は、静岡県飲食業生活衛生同業組合互助会と称す。
- 第 3 条 本会は、静岡県飲食業生活衛生同業組合員及び会員たるその配偶者を以って組織し、会員を分けて甲会員並びに乙会員とする。
(イ) 甲会員とは、単独加入の組合員及び会員たるその配偶者とする。
(ロ) 乙会員とは、組合員が本拠とする店舗の外に同一名義を以って営業を営む場合、その店舗名義人とする。
- 第 4 条 本会の事務所は、組合の事務所内に置く。
- 第 5 条 本会の役員は、組合常任理事より互選し、他に認定委員若干名を置く。認定委員には正副理事長も含める。
(2) 役員の任期は、組合役員の任期に準ず。
- 第 6 条 本会の運営は、組合の機構を以って行う。
- 第 7 条 本会の会計は、一般会計と別途に区別して行うものとする。
(2) 会計は、毎年度総会又は総代会に於いて会計報告を行うものとする。
(3) 本会の会計監査は、組合監事が行う。
- 第 8 条 会費は、年度当初の総会又は総代会に於いて定める。
(2) 会費は、年掛とし、毎年 3 月 31 日迄に支部毎にその翌年度分を取りまとめ、本会の会計に納入し有効となる。甲会員は 500 円、乙会員は 300 円とする。
(3) 新規加入の場合は組合加入金と同時にその年度分の会費を納入しこれを毎年継続するものとする。但し、配偶者加入の場合は、会費のみ納入する。
(4) 会費は、いかなる場合にも返金しない。
(5) 会費は、本会の目的以外に使用することはできない。
但し、総会又は総代会に於て承認された場合はこの限りでない。
- 第 9 条 本会の基金は、毎事業年度の剰余金及び会員から徴収した互助会費を以って之に当てる。
- 第 10 条 本会の基金に剰余を生じる時は、理事会の議決によりこれを還元することができる。
- 第 11 条 本会の給付に支障を生じたる時は、理事会の議決により臨時に徴収することができる。
- 第 12 条 会員は、事故発生したる場合は直ちに組合の支部長に報告すること。
(2) 報告を受けた支部長は実情を、充分調査したうえ、報告書を作成し、これに証明する書類を添付し本会に提出すること。
(3) 事故発生又は給付について疑義を生じた場合は、認定委員は速かに審査をし、裁定するものとする。
- 第 13 条 会員の意志により生じたる事故（火災の場合）には、給付は行わないものとする。
- 第 14 条 大災害の場合（大火、地震、風水害、その他）の給付については、状況によって組合の厚生委員会又は理事会、総代会に於て協議のうえ決定する。
- 第 15 条 本会の給付金の額は、総代会に於て次の通り定め、乙会員は(ロ)のみ適用し、会員たる配偶者は(イ)、(ハ)を適用する。
(イ) 会員死亡の時 金 40,000 円
但し互助会加入 1 年を経過した会員を対象とする。加入後 1 年に満たない会員でも事故による死亡の場合は 20,000 円、病気の場合は 10,000 円を支払うものとする。
(ロ) 営業主 店舗火災、天災の時 最高 金 20,000 円を支払うものとする。
(ハ) 傷病等により 1 週間以上の入院を要した時 支部長の認定に基き見舞金 5,000 円を給付する。
- 第 16 条 本規約の改廃は、総会又は総代会の議決がなければならない。
- 附 則 1 昭和 58 年 4 月 1 日一部改正 第 15 条の(ハ)
昭和 58 年 10 月 1 日一部改正 第 1 条の第 3 条の(イ)、第 15 条の(イ)、(ハ)
2 平成 13 年 5 月 16 日一部改正 第 15 条の(ハ)
3 平成 16 年 6 月 1 日一部改正 第 15 条の(イ)、(ロ)、(ハ)
4 平成 23 年 5 月 18 日一部改正 第 15 条の(ハ)
5 令和 4 年 5 月 20 日一部改正 弔慰金支払いの特例追加